



2022年10月12日

日本鉄道労働組合連合会

自動車運転者の労働時間改善のあり方が示される!

— 厚生労働省の専門委員会が報告書を公表 —

厚生労働省は9月27日、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）のあり方について、労働政策審議会の専門委員会の報告書を公表した。

自動車運転者は、他業種と比べ長時間かつ不規則な勤務となり、長時間労働や休日労働が多い傾向にある。このため、労働基準法の一般則が適用されず、拘束時間や休息时间、連続運転時間等について「改善基準告示」を定めているが、1997年の見直しを最後に25年間改正されていない。

この間、自動車運転者の過重労働や健康に起因する重大事故がたびたび発生したことに加え、2018年には「働き方改革関連法」が成立し、各企業において時間外労働の上限規制が進展する中、バス産業の魅力が相対的に低下し深刻な人材不足が生じるようになった。このように取り巻く情勢が大きく変化する中、2019年12月には同委員会が設置され、交運労協の構成組織からも委員が出席し、改善基準告示の見直しに向けて積極的な議論が行われた。

今回公表された改善基準告示の見直し案は、労使双方の意見が反映されたためさらなる改善の余地があるものの、労働基準法の一般則に少しでも近づけるべく拘束時間や休息时间等の改善が図られ、働き方の改善や事故リスクの低減が期待されることから、一定程度評価できると考える。JR連合は、より安全で魅力あるバス産業の構築に向け、自動車連絡会の取り組みを通じて職場の意見を集約し、交運労協等と連携を図り関係省庁への働きかけを継続していく。

バス運転者の労働時間等の基準・見直しのポイント（連合の資料をもとに作成）

項目	現行	見直し案	変更点
1ヵ月の拘束時間 または 4週平均1週の拘束時間	・規定なし ・65時間	・年3,300時間かつ月281時間 ・52週3,300時間 かつ4週平均週65時間	・新設 ・年間の上限を追加
1日の拘束時間	・最大16時間	・最大15時間	・1時間改善
1日の休息时间	・継続8時間	・継続11時間以上を 基本とし、9時間下限	・1時間改善
特例：分割休息	・1回あたり4時間以上、 合計10時間以上 ・3分割可	・1回あたり4時間以上、 合計11時間以上 ・2分割まで可	・合計1時間 改善 ・分割数の減
特例：2人乗務	・休息できる設備がある場合、 最大拘束時間を20時間まで 延長可	・リクライニング式座席がある場合、 19時間まで延長可 ・車両内ベッド等がある場合、 20時間まで延長可	・座席の場合 1時間改善